

I P 通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2025年9月1日現在

～2025年9月30日

2025年10月1日～

附 則（令和7年8月12日 C A S企第 000400007478-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和7年10月1日から実施します。この場合において、本改正による変更後の条件は令和7年10月1日以降に利用若しくは変更の申込み、又はボイスモードゲートウェイ装置に係る補充、修繕その他工事の請求があったものから適用するものとします。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。